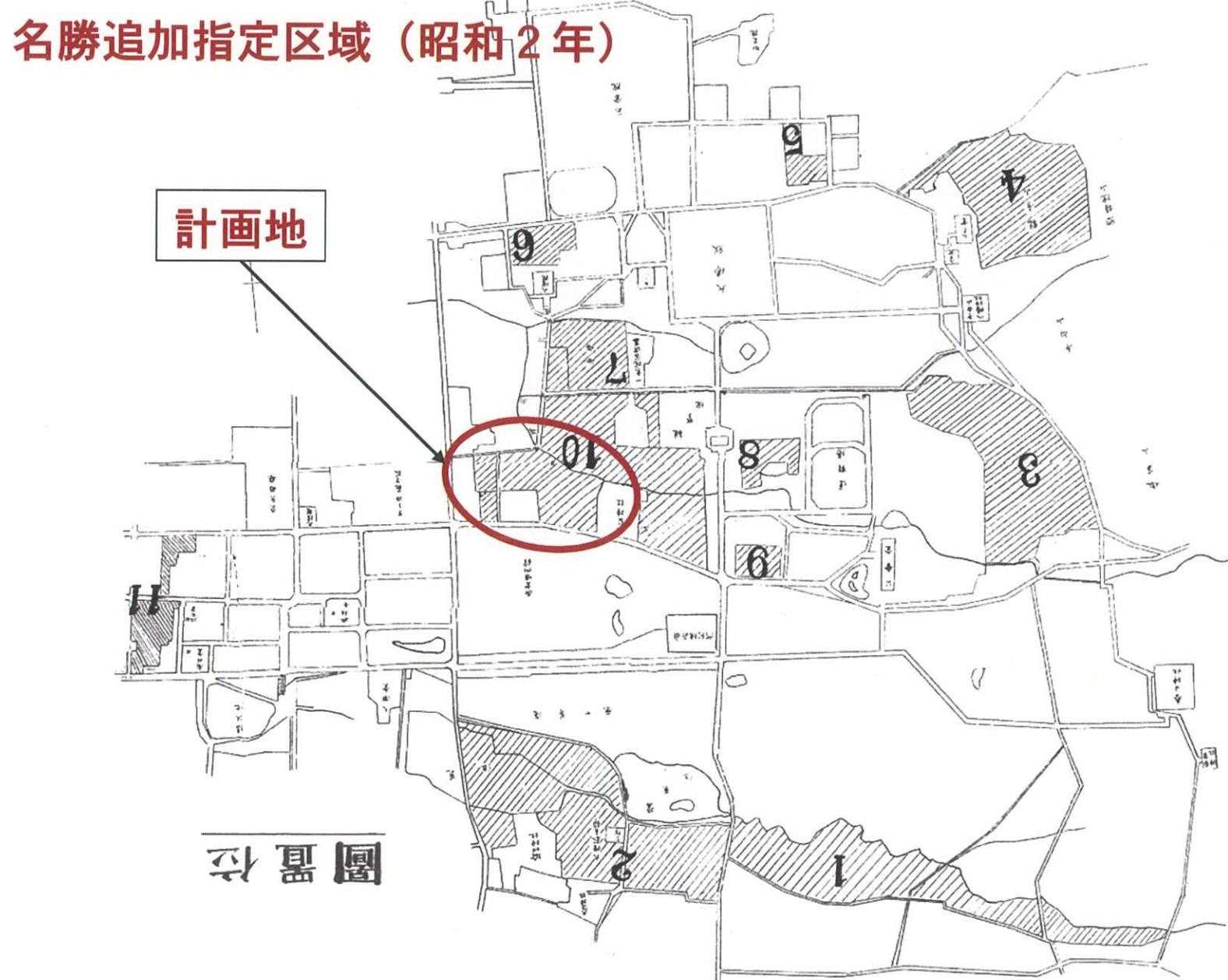
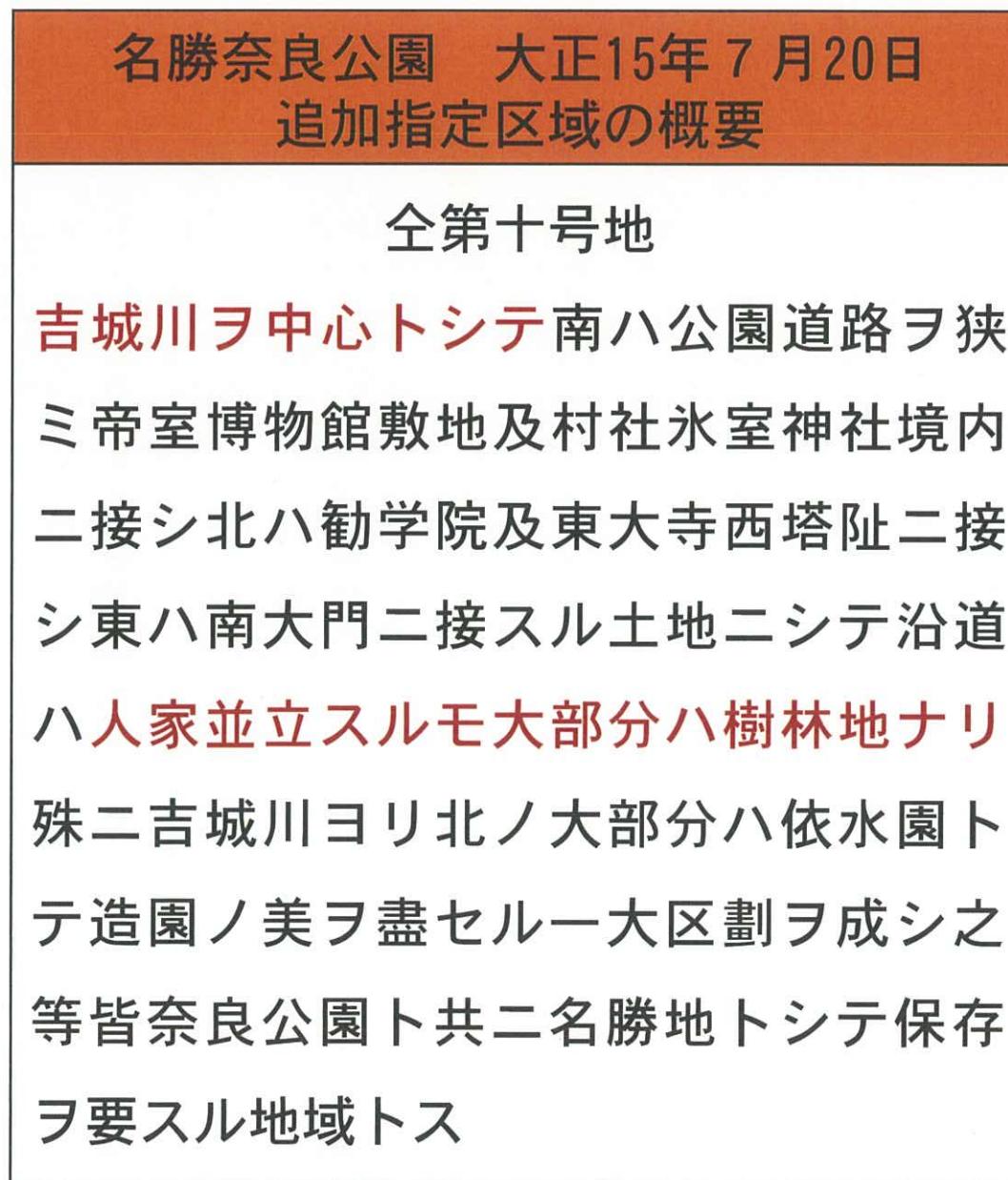


1) 吉城園周辺の成り立ち

④ 風致上必要な民有地として名勝追加指定（昭和2年）

- 大正15年には、計画地を含む民有地が、「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地点」として追加指定（仮指定）が図られた。
- 昭和2年には、その仮指定地が名勝地として追加指定された。

「風致上必要ナル民有地」として、吉城川を中心とする旧邸宅並びに屋敷林を名勝に追加指定した経緯を尊重



2) 吉城川を中心に建ち並ぶ旧邸宅

個別の建築物としても、歴史的な建築物が点在し
保存管理・活用が図られている

①知事公舎



■建築年： 1922（大正11）年
■構造： 木造平屋建
■建築面積： 671.48m²
■1951年（S26）9月、サンフランシスコ講和会議で
対日講和条約、日米安全保障条約が調印された。
同年11月19日、行幸中の昭和天皇はその批准書
の署名を知事公舎で行われた。この「御認証の
間」は概ね当時のまま残されている。

③旧世尊院客殿



■建築年： 江戸末期
■構造： 木造平屋建
■建築面積： 307.46m²
■江戸末期建立の興福寺の子院（世尊院）塔頭
昭和36年 井上邸（旧世尊院跡）の観光ホテル
新築構想が持ち上がり、公園の風致
破壊を防止する目的で県が買取。
平成元年 改修、保存の後、一般供用開始

②国際奈良学セミナーハウス

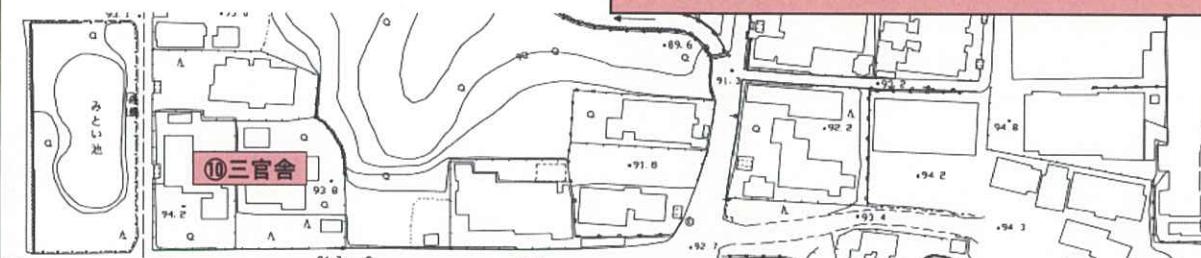


■建築年： 1988（昭和63）年
■構造： 鉄骨造2階建
■建築面積： 440.88m²
■世尊院客殿に隣接市、旧世尊院跡地に建つ宿泊
と学びを提供する施設。
平成元年 一般供用開始

名勝指定（大正11年）以前に整備

名勝指定（大正11年）～追加指定
(昭和2年) 以前に整備

名勝追加指定（昭和2年）以降
に整備



⑩三官舎



■建築年： 1963（昭和38）年
■構造： 木造平屋建
■建築面積： 477.06m²

⑦旧青少年会館



■建築年： 昭和初期
■構造： 木造2階建
■建築面積： 483.91m²
■昭和31年3月 奈良県が建物を買収（奈良県青少年会館として使用）
昭和32年2月 奈良県が土地を買収
昭和47年9月 用途廃止

洋館



■建築年： —
■構造： —
■建築面積： —

吉城園：⑤主棟・⑥茶室



主棟



茶室

■建築年： 1919（大正8）年
■構造： 木造平屋一部2階建
■建築面積： 691.05m²
■「興福寺古地図」によると同寺の
子院である摩尼珠院（まにしゅいん）
があったところ。

大正8年 事業家、正法院寛之氏の所有となり、主棟が造られた。
茶室、庭園も同時期に造られたと考えられる。

昭和59年 古都用地、都市緑地として奈良県が取得
平成元年 再整備後、「吉城園」開園（庭園、茶室のみ一般供用）
平成22年 主棟及び離れ等が旧正法院家住宅として県有形文化財に指定

■建築年： 1919（大正8）年
(推定)
■構造： 木造平屋建
■建築面積： 187.58m²

⑨きんでん健康保険組合奈良保養所



■建築年： 1965（昭和40）年
■構造： 鉄筋コンクリート造及木造
■建築面積： 584.04m²

④副知事公舎・奈良県警本部長秘書官宿舎



副知事公舎
■建築年： 1932（昭和7）年
■構造： 木造瓦葺き2階建
■建築面積： 293.25m²
■平成21年3月末まで副知事公舎として
利用。現在は入居なし。

奈良県警本部長秘書官宿舎
■建築年： 1979（昭和54）年
■構造： 木造平屋建
■建築面積： 81.36m²

⑧古都法買入地



■取得
年度
平成7年度（畠、宅地）
平成13～16年度（宅地）
平成20年度（宅地）

2) 吉城川を中心に建ち並ぶ旧邸宅

都市緑地、県有形文化財として着実な保存管理・活用を図る

吉城園 主屋・離れ茶屋

- 主屋建物は主棟を中心に、座敷棟、居住棟、土蔵を廊下棟でつなぎ、座敷棟との間に玄関を設ける。
- 寺家らしい格式の中に、大正時代らしく各所の細部に凝った仕事を施している。
- 主棟西半分は、茶室を中心とした続き間で、金具で装飾された違棚、火灯窓付け書院と杅目の凝った卓板など、しつらいは見所が多い。
- 居住棟は、主棟と異なり、格式張らずにやや崩した構えであるが、市松網代天井とするなど、隙を見せない造りである。
- 昭和58年に県所有になり現在に至るが、所有が移り変わった割には、建設当初の姿を良好に残している。
- 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家の的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割を果たしている。**
- 現在は、茶室を中心に活用が図られており、今後の保存管理とともに主屋の活用も望まれる。

主屋

- 建築年: 1919(大正8)年
- 構造: 木造平屋、一部2階建
- 建築面積: 691.05m²

離れ茶屋

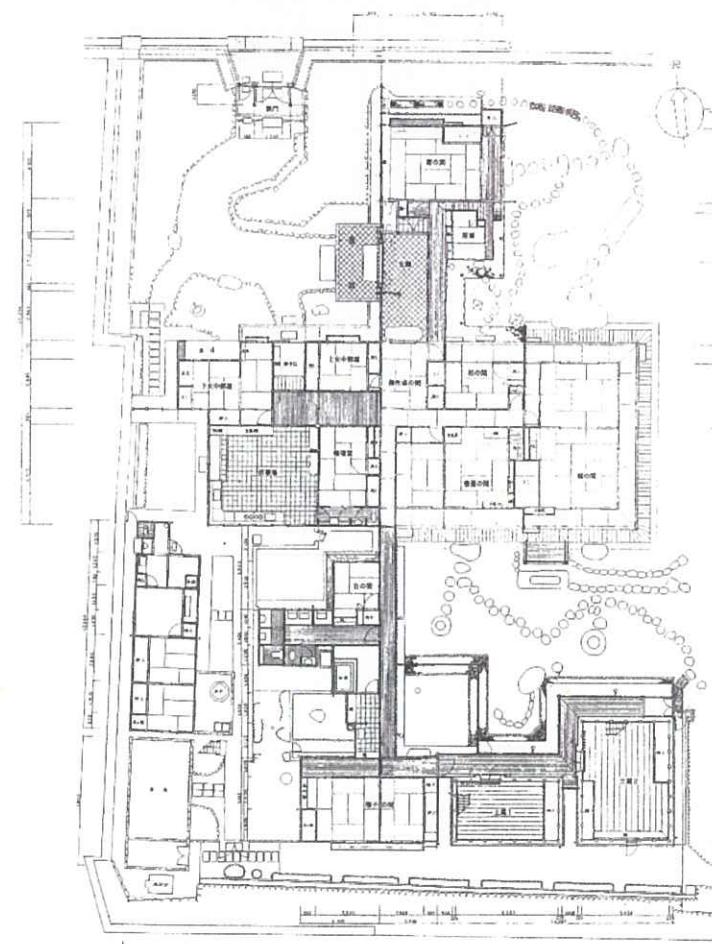
- 建築年: 1919(大正8)年推定
- 構造: 木造平屋
- 建築面積: 187.58m²

平成22年 奈良県有形文化財に指定

主屋全景



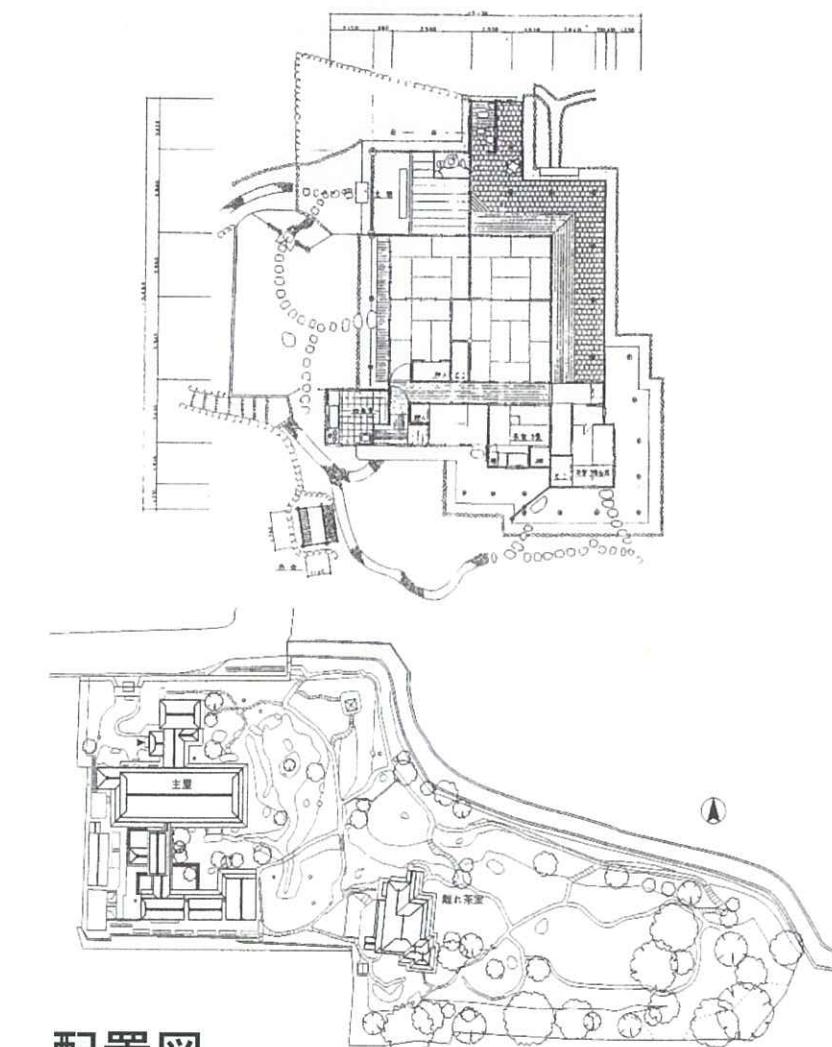
主屋平面図 (1/300)



離れ茶屋全景



離れ茶屋平面図 (1/300)



配置図
(1/1000)

2) 吉城川を中心に建ち並ぶ旧邸宅

県は、従来から保存管理すべき建築物を改修保存し、活用事業を展開

旧世尊院客殿(旧井上邸)

- 江戸末期に建てられた興福寺子院、世尊院客殿を昭和63年に改修保存した建築物である。
- 屋敷林とともに、入母屋造桟瓦葺の玄関や客殿など、公園の風致・景観と一体となった意匠、形態であり、塔頭寺院の多くが破却されて伝わらない現在、貴重な建築物である。
- 昭和36年、旧井上邸の観光ホテル新築構想が持ち上がった際に、公園の風致・景観を保存管理するため、県が買取り改修保存した。**
- 現在は、研修や展示会スペース等として活用し、名勝奈良公園の本質的価値を体感できる場となっている。

建築年

江戸末期

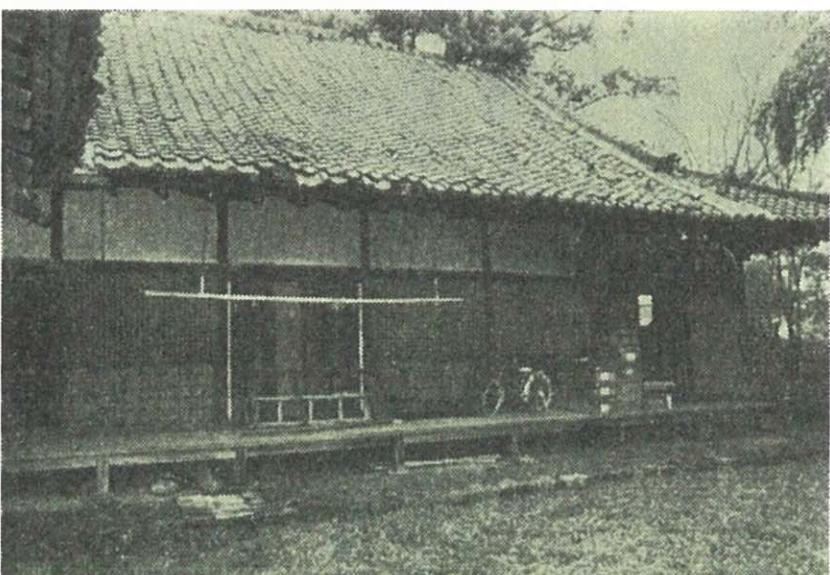
構造

木造平屋建

建築面積

307.46m²

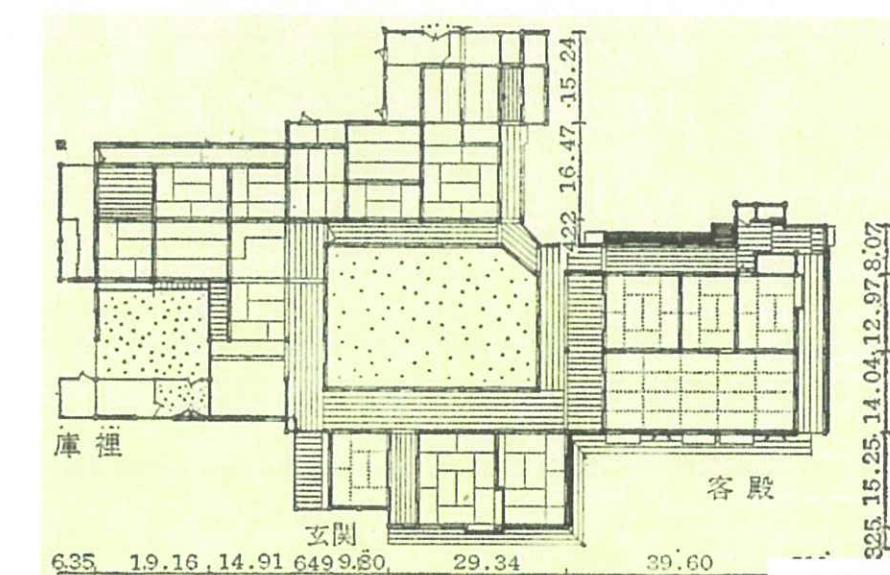
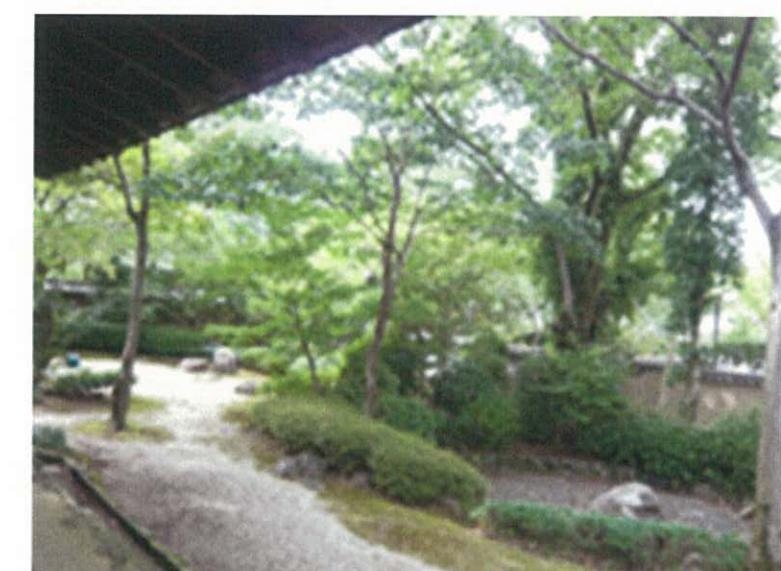
改修前の客殿・庫裸全景、平面図



建築物外観



中庭、屋敷林



2) 吉城川を中心に建ち並ぶ旧邸宅

建築物の有する価値を評価した上で、現状(安全面等)、求められる機能・役割を踏まえ、改修保存を実施し活用方策を検討

旧青少年会館(旧木本家住宅)

- 和風住宅に洋館を設けた邸宅で、ともに昭和初期の建物と考えられる。
- 昭和32年に県所有となり、青少年会館と活用されていた。
- 敷地東側に入母屋造2階建の和館部と、西側に洋館部(洋風応接室)を配する。
- 和館部は、1階の床の間を備えた十畳の座敷2室を中心で、四周に縁と廊下を廻す点が特徴的であり、三方が内法の高いガラス戸を介して庭に開き、明るい座敷となっている。
- 洋館部は、入口の凝アーチ破風、柱形柱頭の文様、軒天井とそれを支えるコンソール、窓の三角破風と柱形など、細部は緻密な意匠でつくられている。
- 全体的に保存状態は良くないが、和風住宅に独立した洋館がつく、奈良市では珍しい例である。**



往時の旧青少年会館

主棟全景



主棟洋館部

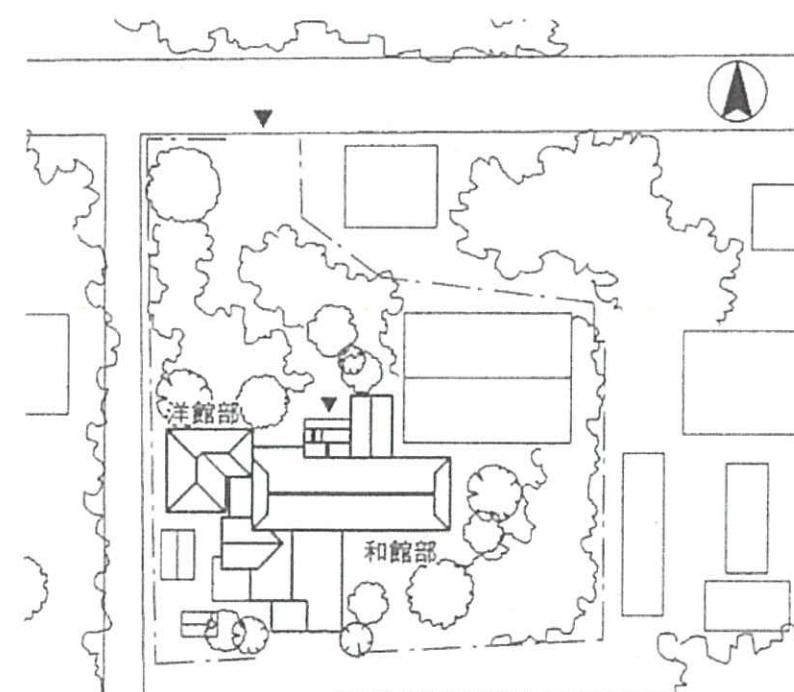


和館部

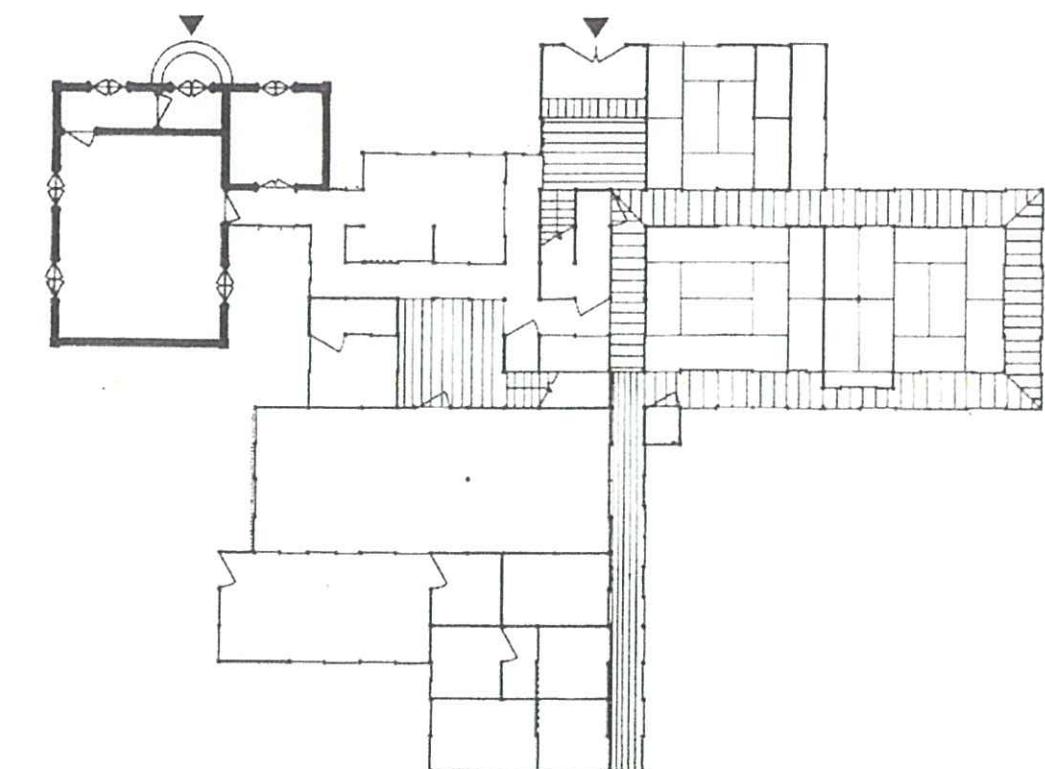
昭和初期、木造、2階建、
入母屋造桟瓦葺

洋館部

昭和初期、木造、1階建、
寄棟造桟瓦葺



配置図 (1/1200)



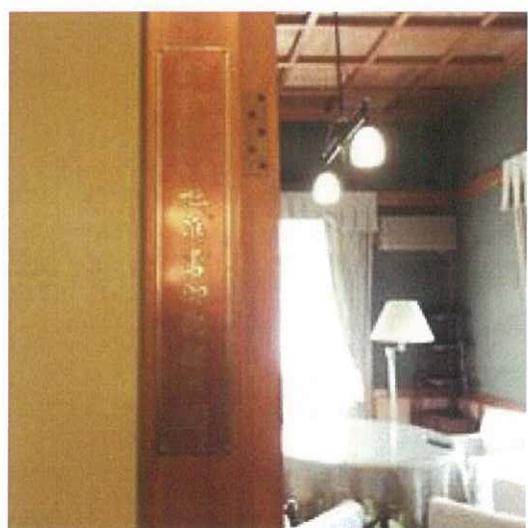
平面図 (1/300)

2) 吉城川を中心に建ち並ぶ旧邸宅

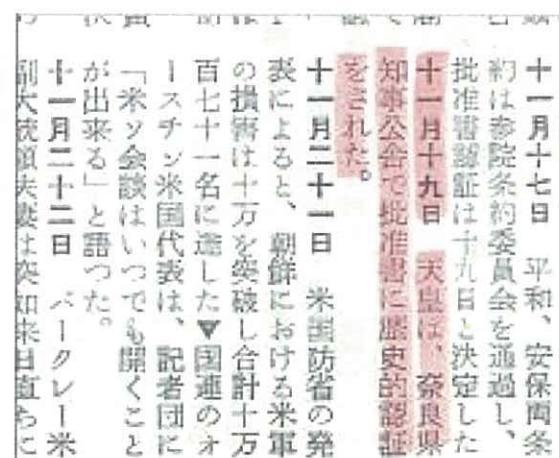
建築物の有する価値を評価した上で、現状(安全面等)、求められる機能・役割を踏まえ、改修保存を実施し活用方策を検討

知事公舎

- 大正11年に官選知事公舎として建てられた、重厚な雰囲気を持つ木造平屋建であり、現在も知事公舎として使用されている。
- 私邸部の南側の庭には広場を包むように桜が植栽されている。
- また、公邸の南側には、ツツジの刈込みや針葉樹を主体とした回遊ができる庭が広がるが、全体的に樹木が大きくなりすぎている傾向がある。
- なお、昭和26年サンフランシスコ講和会議で対日講和条約、日米安全保障条約が調印されたが、昭和天皇は行幸中であり、その批准書の署名を知事公舎でおこなった。
- その「御認証の間」は、概ね当時のまま残されている。



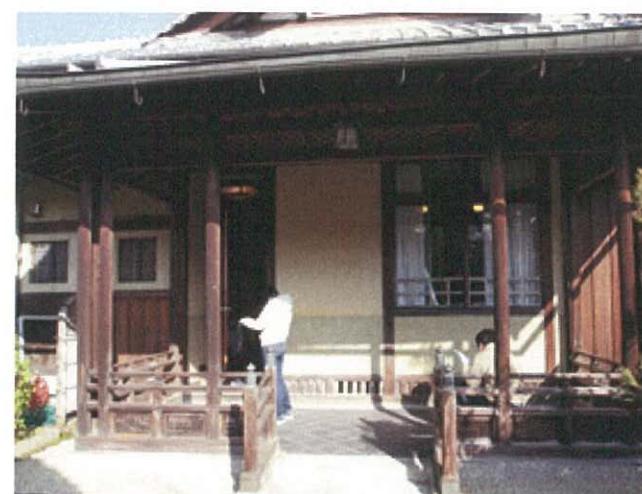
公邸部
(批准書認証の間入口)



公邸部（貴賓室）



公邸部（正玄関）



公邸部（テラス）

土地所有者 奈良県(管財課)

面積	3,223m ²
地目	官有地
建築年	大正11年(1922)
構造	木造瓦葺き平屋建
建築面積	671.48m ²
延床面積	671.48m ²



公邸部（庭園）



公邸部（庭園）